



令和3年度 公文書開示状況（12月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R3.11.28	R3.12.10	〇〇株式会社（法人番号：〇〇）（本店：〇〇）に関する消費生活相談その他の相談に関する一切の文書。			1													消費生活相談情報は公にすることを前提としておらず、公にすることは、相談者との信頼関係を損ない、今後、消費生活センターへの相談をためらうことで、相談者の被害回復の機会を損なうなど、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件情報が公にされることで、特定事業者に関して消費生活相談が寄せられた内容等が明らかとなり、事業者との事実確認や交渉等において、その協力や情報を得ることができなくなるなど、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。（条例第7条第6号該当）当該事業者が違法・不当な活動を行っている事実があるとの判断を招き、当該事業者の信用や競争上又は事業運営上の地位が損なわれるなど社会的信用の低下を招くおそれがある。（条例第7条第3号該当）	生活文化局 消費生活総合センター相談課
8	R3.12.3	R3.12.21	認定審査チェックリスト（絶対値）及び（相対値・原則）	29	1														当該事項は、認定審査における具体的な審査の判断に係る部分であり、公にすることにより、行政の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化局都民生活部管理法人課
9	R3.12.16	R3.12.23	情報公開事務の手引き上の第6条第2項「補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない」規定の趣旨3（2）「相当な期間」とは、開示請求者の場合を201頁の東京都情報公開条例の施行について（通達）の第6条関係 第1趣旨—3（2）209頁、以上は実施機関の補正期間の定め欠く為、実施機関の決定を行うまでの補正期間の許容範囲の分かるものを求める。（日数分かるもの）				1												東京都情報公開条例第6条第2項に規定する「相当の期間」については、東京都情報公開条例の施行について（通達）第6条関係第1 3（2）において「開示請求者が補正をするのに足りる合理的な期間をいう。」としており、実施機関では個別具体的な日数を定めていないことから、当該公文書は作成及び取得しておらず存在しないため。	生活文化局広報広聴部情報公開課
10	R3.12.20	R3.12.27	レク資料（令和2年〇月〇日） 2生広情第〇〇号「東京都情報公開事務取扱要綱等の一部改正について」 令和3年〇月〇日付2生広情第〇〇号「東京都情報公開事務取扱要綱等の一部改正について（通知）」（知事部局宛て） 令和3年〇月〇日付2生広情第〇〇号「東京都情報公開事務取扱要綱等の一部改正について（通知）」（他実施機関宛て）	311	1															生活文化局広報広聴部情報公開課